

2019（令和元）年12月4日

山手学院 御中

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11-5

TEL048-844-8972/FAX048-829-7444

理事長 池本 誠司

## 申入書

当会は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービスおよび契約に関わる調査、研究、検討を行っている、消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士等で構成している特定非営利活動法人です。平成21年3月5日に内閣総理大臣から消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当表示使用に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けております。

山手学院（以下、便宜上「貴社」といいます。）が現在使用されている「入塾申込書（契約書）」、「更新申込書（契約書）」等の受講に関する契約書（以下、「貴社契約書」といいます。）における条項につき、下記のとおり申入れをいたします。

つきましては、本申入書に対する回答を2019（令和元）年12月20日までに書面にて当会まで送付いただけますようお願いいたします。

なお、本申入書および貴社からの回答の有無・内容等は当会において公表させていただきますことを念のため申し添えます。

## 記

### 第1 申入れの趣旨

貴社契約書の条項のうち、以下の教材及びテストに相当する前受金のみの清算を規定する条項について、使用停止、または適切な条項に修正することを求めます。

- 1 貴社契約書における中途解約に関する条項（入塾申込書（契約書）第9条第3項、更新申込書（契約書）の第7条第3項）

「中途解約時に、配布していない教材及び未受験のテストに相当する前受金がある場合は、乙は返還いたします。」

### 第2 申入れの理由

期間が2か月を超え、契約金額が金5万円を超えるいわゆる学習塾は、特定商取引に関する法律（以下、「特定商取引法」といいます。）第41条における「特定継続的役務提供」に該当するものです（同法施行令第11条）。

そこで、特定商取引法では、「特定継続的役務提供」に関して、クーリング・

オフ（同法第48条）のほか、同法第49条において中途解約時における清算ルールを定めています。

具体的には、役務提供開始後の解約においては、①提供された役務の対価に相当する額、②解約によって通常生ずる損害の額（特定商取引法施行令第15条：1か月分の授業料相当額又は2万円のいずれか低い額）を上限とし、役務提供前の解約においては、解約によって通常生ずる損害の額（同条：1万1000円を上限とし、各上限額を超える金額を徴収している場合には返金すべきものとしています（特定商取引法第49条第2項）。

ところで、貴社は、各契約時に、「授業料」のほか、「教材費」、「テスト費」、「諸費用」を徴収しているかと思えます。

これに対して、貴社契約書における中途解約の条項は、確かに、教材、未受験のテストに相当する前受金に関する返還（返金）を定めており、そのこと自体は、特定商取引法の清算ルールに適用のものとなっておりますが、かかる条項には、「諸費用」に関する清算について、何ら触れられておりません。

そして、先日の当会からのお問い合わせに対して、貴社は、「生徒管理システム登録、成績管理システム登録、納入金管理登録、校舎からのお知らせメールの登録等に関する費用」とし、かつ、「入塾時や年度更新時に一括して行われる」と回答をされており、「諸費用」について、返金をしない運用をされているかと思えます。

この点、「諸費用」の名目が上記のような登録等にかかる初期費用であったとしても、特定商取引法における清算ルールに基づいて清算（返金）がなされるべきものであるとともに、役務提供前の解約における初期費用の金額を上記のとおり、1万1000円と定められていることとの均衡からして、同金額を上回る「諸費用」について、一切の返金を想定していない貴社契約書の中途解約に関する条項は、特定商取引法に違反していると思われることから、改善をすよう求めます。

### 第3 クーリング・オフについて

前記の当会からのお問い合わせに対する貴社からのご回答において、「更新申込書（契約書）につきましても、入塾申込書と同様のクーリングオフに関する記載をする予定です。」とのことでした。

この点、記載の改定がなされましたら、お手数ですが、改定された更新申込書（契約書）を当会までお送りいただければと幸甚です。

以上

《本件に関する問い合わせ先》

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会  
事務局 吉川、清水

TEL：048-844-8972/FAX：048-829-7444